

市民団体等による

あいちトリエンナーレ2016連携事業募集要項

市民団体等の皆様が企画・運営し、「あいちトリエンナーレ2016」を連携して盛り上げていく事業の提案を募集します。

あいちトリエンナーレ実行委員会

**市民団体等によるあいちトリエンナーレ2016連携事業募集要項**

**１　事業の目的**

　　あいちトリエンナーレ2016（以下「当芸術祭」という。）の開催目的である「文化芸術の日常生活への浸透」及び「地域の魅力の向上」を図るため、当芸術祭に連携した事業の提案を市民団体やＮＰＯ等（法人を含む）（以下「団体等」という。）から募集し、事業化することで、当芸術祭の機運醸成や賑わいの創出、情報発信の充実を行います。また、全体意見交換会・全体報告会を通じて団体等同士の情報共有を行い、団体等の活動の活性化を図ります。

**２　事業内容**

**（１）　対象事業**

　　　愛知県内に主たる活動拠点を置く団体等が行う事業で、下記の①～④全てに該当するもの。

①　当芸術祭会期中（平成28年8月11日（木・祝）から平成28年10月23日（日））に、名古屋市、豊橋市又は岡崎市（以下「対象市」という。）内で実施する事業で、下記のア又はイのいずれかに該当するもの。ただし、この期間より前に実施することで、特にその効果が認められると判断される場合は、この限りではない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 実施例 |
| ア | 機運醸成・賑わい創出事業 | 当芸術祭に関連したイベントを行うことで機運醸成や賑わいを創出するもの。 | ・当芸術祭出展作家等を招いてのワークショップやトークショーの実施・会場となるまちを知るためのフィールドワークやワークショップの実施等 |
| イ | 情報発信事業 | 当芸術祭に関連した情報発信を行うもの。 | ・会場及び周辺店舗等を紹介するマップの作成・配布・当芸術祭をＰＲするオリジナルグッズの作成・配布　　　　　　　　等 |

②　平成28年5月上中旬頃の選定を受け、平成28年5月末までに事業内容の詳細（開催日時、場所、内容等）を確定できるものであること。

③　不特定多数の集客、参加が見込まれるもので、非営利であること。

④ 政治、宗教などに関する活動や、公の秩序または善良の風俗に反するものでないこと。

**（２）　採択事業**

１５件程度とします。ただし、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

**（３）　委託金額**

１事業につき上限１０万円とします。

**（４）　対象経費等**

対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業を実施するために直接要する経費で次のものとします。

①　講師謝金（団体等の構成員に対するものを除く。）

②　旅費

③　消耗品費（単価３万円未満の物品又は５千円未満の書籍に限る。）

④　印刷製本費

⑤　通信運搬費

⑥　使用料及び賃借料

⑦　その他実行委員会が事業に必要と認める経費

また、次に掲げる経費は対象経費から除きます。

①　団体の経常的経費のうち、事業実施に直接関係がない経費

②　食糧費

③　その他、事業に直接関係ないと実行委員会が認める経費

【注意点】

* 委託契約締結日以降に支払う費用が対象経費となります。
* 委託金額は提出された提案書を審査したうえで決定します。提案された全額が対象経費とならない場合がありますのでご了承ください。
* 委託金額は、原則変更できません。
* 他からの委託や助成を受けている場合、当該事業は実施できません。

**３　事業の選定**

**（１）　審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 採点項目 | 評価のポイント |
| 有効性 | 多数の来場者や市民、他団体に対し文化芸術が浸透する内容であるか |
| 適切性 | 当芸術祭のテーマをよく理解し、事業に反映しているか |
| 地域性 | 地域を活用し、地域や市民を巻き込む可能性があるか |
| 実現性 | 団体等自ら本事業を適切に実施することができるか |
| 継続性 | 本事業終了後も継続した取組が可能となるような内容であるか |

**（２）　選定方法**

　　　上記審査基準に基づく書類審査及び合議による審査。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

**（３）　選定委員**

アート関係の専門家や行政職員等により選定します。

**（４）　選定結果の通知**

　　　平成28年5月上中旬に全ての応募団体に対し、選定結果を郵送で通知します。

**（５）　選定後の打合わせ**

　　　選定された事業は、企画、契約内容等について提案者と打合せを行ったうえで決定し、契約を締結します。

**４　事業の流れ**

**（１）　スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成28年4月7日（木） | 公募開始 |
| 平成28年5月6日（金） | 企画提案書提出期限 |
| 平成28年5月上中旬 | 事業選定（必要に応じてヒアリング） |
| 選定結果通知 |
| 平成28年5月中旬 | 全体意見交換会の実施 |
| 平成28年5月中旬～ | 事業実施に向けての個別相談（随時） |
| 平成28年5月下旬 | 委託契約の締結 |
| 平成28年8月11日（木・祝）から10月23日（日）まで | 事業実施（特にその効果が認められると判断される場合、会期前の事業実施も可能）。 |
| 事業終了後 | 事業完了届、実施結果報告書の提出実行委員会による事業内容の確認請求書の提出委託金額の受領 |
| 平成28年12月頃 | 全体報告会の実施 |

　※　各種提出書類等の詳細については選定事業提案者に別途通知します。

**５　注意事項**

**（１）　収益納付について**

事業の結果により収益（団体の自己資金を除く収入から支出を引いた額）が生じた場合には、収益金の一部または全部に相当する額を委託金額から減額します。

**（２）　イベント保険について**

不特定多数が参加するイベントを開催する場合、万が一に備えてイベント保険に加入してください。イベント保険の費用は役務費として、対象経費となります。

**（３）　全体意見交換会及び全体報告会への参加**

　　　平成28年5月中旬に選定された団体等の全体意見交換会を、平成28年12月頃に全体報告会を予定していますので、選定された団体等の方はご参加ください。（全体意見交換会及び全体報告会に係る旅費等の経費は対象経費となりません。）

**（４）　その他**

　　　①　企画提案書の作成・提出に必要な費用については、各提出者の負担とします。

　　　②　提出された企画提案書については、返却しません。

**６　事業完了後に関する事項**

**（１）　事業完了後の書類の提出**

事業完了後は、事業完了届とともに、事業の結果や成果等を記載した実施結果報告

書を作成し、提出してください。

**（２）　関係書類の整備・保存**

　　　事業にかかる経費の収支を明らかにした書類の原本及び帳簿を備え、少なくとも平成34年3月31日まで保存しておかなくてはなりません。

**（３）　委託費で購入した物品の取扱い**

　　　委託費で購入したものの転売など、事業以外の目的での使用は禁止します。

**７　応募方法**

**（１）　応募締切**

　　**平成28年5月6日（金）　午後5時30分　必着**

**（２）　申請書類**

①　市民団体等によるあいちトリエンナーレ2016連携事業企画提案書【必須】

②　団体等の規約、定款等の写し【必須】

③　応募団体　構成員名簿【必須】

④　収支予算書【必須】

⑤　団体等の実績を示す書類や平成28年（度）の活動計画書等【任意】

　【その他】

* ①③④⑤の書類については、あいちトリエンナーレ公式Webサイトに掲載しています。
* 提案書等の書き方で、不明な点があればお問い合わせください。

**（３）　応募先**

**下記宛先まで、郵送または直接ご提出ください。**

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

〒　461-8525　名古屋市東区東桜一丁目13-2　愛知芸術文化センター6階

（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

**８　説明会**

　　下記日時にて事業説明会を開催します。事前の申し込みは不要ですので直接会場へお越しください。また、当日参加できない方は個別にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日 | 時間 | 場所 |
| 平成28年4月15日（金） | 19時00分から20時00分まで | アートラボあいち大津橋2階(名古屋市中区丸の内三丁目4-13) |
| 平成28年4月20日（水） | 19時00分から20時00分まで | 岡崎市役所福祉会館3階視聴覚室(岡崎市十王町9番地) |
| 平成28年4月21日（木） | 19時00分から20時00分まで | 穂の国とよはし芸術劇場ＰＬＡＴ2階研修室大　(豊橋市西小田原町123番地) |

**９　お問い合わせ先**

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局　久保見、道倉

TEL：052－971－6111

FAX：052－971－6115

E-mail:geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

あいちトリエンナーレ2016ホームページ

http://aichitriennale.jp/